

議案第 8 号

群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合同規約(平成 2 年群馬県指令地第 18 号)の変更について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約(平成2年群馬県指令地第18号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「退職手当の」を「退職手当」に改め、同条中「組合から脱退する」を「別表第2の1の項左欄の事務(以下「退職手当支給事務」という。)の共同処理を終了する」に、「退職手当の支給事務」を「退職手当支給事務」に、「相当する額から脱退する」を「相当する額から退職手当支給事務の共同処理を終了する」に改める。

第13条(見出しを含む。)中「退職手当の」を「退職手当」に改める。

第14条第2項中「別表第2の1の項の左欄の事務(以下この項において「退職手当支給事務」という。)」を「退職手当支給事務」に、「退職手当の支給事務」を「退職手当支給事務」に、「脱退する」を「退職手当支給事務の共同処理を終了する」に改める。

別表第1中「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に改める。

別表第2の1の項中「邑楽町 桐生地域医療組合」を「邑楽町」に改め、同表の5の項中「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第12条の改正規定については、同年3月31日から施行する。
- 2 この規約の施行日前に退職した桐生地域医療組合の職員に係る別表第2の1の項左欄の事務に関しては、この規約の施行日以後においても、桐生地域医療組合は、同表の1の項右欄に掲げる共同処理する団体であるものとみなす。

議 案 説 明

議案第 8 号 群馬県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が、常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了すること及び邑楽館林医療事務組合の名称が、邑楽館林医療企業団に変更されることに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。